

法 務 大 臣 殿  
出入国在留管理庁 長 官 殿  
福岡出入国在留管理局長 殿

2021年10月8日

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

連絡先 福岡市博多区美野島2-5-31 美野島司牧センター内

共同代表 井上幸雄（福岡市：アジアに生きる会・ふくおか）

コース・マルセル（福岡市：美野島司牧センター）

高柳香代（多文化共生ネット・九州）

中島眞一郎（熊本市：コムスタカ-外国人と共に生きる会）

## 意見交換会における要望書

### 1 永住許可要件の適合性についての審査について

①令和元年5月31日の永住許可ガイドラインの改定（以下「改定ガイドライン」）による審査基準は、永住許可取得を困難にするものです。「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」）の外国人との共生と定着を目指すべき方向に逆行します。改定ガイドラインを見直し、永住許可の審査基準を緩和してください。

②改定ガイドラインにより「納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付並びに出入国管理及び難民認定法に定める届け出等の義務」を「適正に履行している」として、これらの保険料等を支払うべき時に支払っていることの証明を過去数年間に渡って求めることは、長期に正規雇用されている以外の外国人にとって相当過度な要請であり、永住許可取得を困難にしています。「総合的対応策」の趣旨に沿って見直してください。

③改定ガイドラインによる年収基準の引上げは、永住許可取得を困難とするものです。引上げ基準の一律の適用ではなく、都市と地方の差、正規労働者と非正規労働者との賃金格差、自営業者の所得状況など配慮した柔軟な運用を行ってください。

### 2 「日本人の配偶者等」や「定住者」の在留資格の更新や変更について

①「日本人の配偶者等」から「定住者」への在留資格の変更申請に関して、ガイドラインを設けて公表してください。

②「定住者」あるいは「日本人の配偶者等」の在留資格を有して日本で暮らす外国人が、その親の介護あるいは子どもの育児のため親を呼び寄せたい場合、現状では、高齢であることや、その地で誰も扶養する者がいない等厳しい要件の下で「特定活動」での入国が認

められていますが、その要件を満たさない場合には、親族訪問として「短期滞在」の在留資格で呼び寄せるしか方法がありません。親の呼び寄せの場合、「短期滞在」あるいは「特定活動」ではなく、「定住者」の在留資格を付与し、長期的に滞在できるようにしてください。

### 3 「家族滞在」の在留資格について

①「家族滞在」の在留資格者で、日本の小学校、中学校、高校に入学・卒業していない場合には、週 28 時間以内のアルバイトしか認められず、いつまでも就職できません。このような「家族滞在」の在留資格者に、日本で就職が可能となる「定住者」あるいは就労可能な「特定活動」への変更を認めてください。

②「家族滞在」の在留資格者で、親のみが「永住者」となった場合で、成人年齢を過ぎている場合には、「定住者」の在留資格への変更が認められず、他の在留資格へ変更の要件を満たさない場合には、子どものみ帰国を強いられることとなります。このような「家族滞在」の在留資格者に、日本で在留を継続できる「定住者」あるいは就労可能な「特定活動」への変更を認めてください。

### 4 個人識別情報の提供の義務化について

①外国人（特別永住者や 16 歳未満などを除く）を対象として、指紋情報など個人識別情報の提供を義務として求めることは、外国人を管理・監視の対象とするもので、外国人を差別し、基本的人権を侵害するものであり、すみやかに廃止してください。それに向けた段階的な対応として、まず永住者への適用を除外してください。

②提供された個人識別情報をプライバシーとして保護し、その目的外利用を許さず、その利用目的達成のための合理的な期間経過後はすみやかに消去してください。

### 5 DV 被害者及び人身取引の被害者について

①改正 DV 防止法の立法趣旨に沿って、「DV 事案に係る措置要領」に基づき、手続きを行うことを徹底してください。外国籍の DV 被害者に対して、その認定を積極的に行ってください。

②在留資格のない外国籍の人身取引の被害者に対しては、刑事や民事上の加害者責任の追及を可能とするため、被害者に在留特別許可により就業可能な在留資格を付与するなど長期的な在留を可能とする被害者保護を行ってください。

③男性や旅券上では男性となっているセクシュアル・マイノリティの人身取引被害者を一

時保護できる施設を設けるか、DV 被害者と同様に全額公費援助で一時保護できるようにしてください。

④人身取引被害者には、性的搾取だけでなく労働搾取による被害者も含まれます。技能実習生の中には、送出し機関などに多額の保証金を支払わされ、違約金の契約を締結させられ、日本で働けば多額の貯金ができるとだまされて来日している人もいます。これらの技能実習生を人身取引被害者と認定し、保護してください。

⑤「家族滞在」の在留資格者が、その外国人配偶者からのDVあるいは外国人親からの虐待を受けた場合、この被害者が加害者から別居して暮らしていても、「家族滞在」の在留資格の更新を認め、更に自立して生活が可能となる就労可能な在留資格を付与するなど、「家族滞在」のDV等被害者への配慮をしてください。

## 6 外国人労働者の就労届出からの摘発の中止

事業主に義務付けられている外国人労働者の就労状況の公共職業安定所（ハローワーク）への届出情報は、外国人及び外国人労働者の個人情報です。この届出情報をもとにした入管の摘発は、個人情報の目的外利用であってプライバシーの侵害となります。この届出情報をもとにした外国人の摘発を中止してください。

## 7 技能実習生制度の見直しについて

①2017年11月施行の新制度下でも、「日本の優れた技術移転を通じての国際貢献」という理念と、安い労働力を求める日本の受け入れ側や高い賃金を求めて働きに来る技能実習生という実態との乖離は拡大しています。技能実習制度を廃止し、実態に合わせ、外国人労働者に転職の自由が認められる「労働」の在留資格を設けてください。

②2017年11月施行の技能実習制度では、送出し国と日本との間に政府間協定が締結されることになりました。しかしながら、送出し国において、来日前に高額の斡旋・紹介料を支払わされ、保証金や違約金契約を締結するケースが絶えません。高額な斡旋・紹介料、保証金や違約金契約をなくしていくために、技能実習生の求人を送り出し機関や監理団体など民間の団体にゆだねるやり方を改め、政府機関か中立の公的機関が求人や採用を行う仕組みに改めてください。

③2018年12月の臨時国会で、失踪した技能実習生の中には、最低賃金未満で働かされたり、酷い人権侵害を受けたりしていた者が多く存在することが明らかになりました。この技能実習生に対して、転籍先を見つけて実習が継続できるようにするか、その被害を補償できるようにするとともに、違反先の監理団体や実習実施者に対し、新しい施策に基づき厳し

い処分を行ってください。

④監理団体や実習実施者の「不正行為」や「法令違反による人権侵害」からの救済を求めている技能実習生が、その権利や損害の回復ができるまで日本に滞在できるように在留資格について配慮してください。

⑤2019年3月11日及び2021年2月16日の通知以降も、解雇や帰国させられることを恐れて、妊娠したことを誰にも相談できず、日本で出産などし、刑事責任を問われる事案が相次いでいます。この背景には、技能実習生の妊娠が明らかになると、監理団体や実習実施者が、中絶させたり、強制帰国させたり、自己都合を装って帰国させるケースが後を絶ちません。

技能実習生が、妊娠や出産を理由に解雇されたり、技能実習期間の途中で帰国させられたりすることは違法です。日本人と同様に日本の労働関係法令で保護され、産休や育休の取得ができ、出産一時金、産休手当及び育休手当が取得できることの周知徹底や、違反する監理団体、実習実施者、送出機関に対して、受け入れ停止などの重い処分を科してください。強制帰国や意に反した自己都合による帰国をさせられる技能実習生を保護してください。

## 8 日本語学校等留学生について

日本語学校は、学生が大学や専門学校等の上級学校への進学に際し、必要な日本語を習得する機関であり、学生の就労は、日本語学習に支障のない範囲でなされるべきところ、就労を主な目的とする在籍、あるいは就労に追われて日本語学習が疎かになっている現実が散見されます。2021年7月発行のアメリカ国務省の人権レポートの中で「日本で急速に増加する外国人留学生もまた、虐待的でしばしば搾取的な就労・就学契約条項のため、単純労働の分野において人身取引の被害者になる危険性がある。」との記載があります。

①日本語学校に対して以下のことを指導してください。

- ・ 送出し機関による日本での就労制限（原則週28時間以内）の説明義務と当該外国人の説明受領確認の徹底
- ・ 「日本語教育機関の告示基準」の遵守
- ・ 本人の意思を無視し、強制帰国させることの禁止

②福岡入管に、日本語学校留学生専用の相談窓口を設置してください。

③福岡入管は、送出し機関、あるいは日本語学校による事実と異なる説明により入国した留学生がいる場合、不利益を当該留学生にだけに負わせることがないように、留学生の在留資格の更新等について一定期間保護的な対応を取ってください。

④日本語学校による留学生のパスポート取り上げ、本人の意思を無視した強制帰国等の人権侵害を疑う情報に接したら、貴庁は速やかに事案を調査してください。その結果人権侵害が確認されたら、告示基準に基づき日本語学校に対して対処してください。

⑤日本語学校の中には、「奨学金あり」を謳い、その実来日後のアルバイト先が固定化され、職場を変えることがしにくく、離職すると賠償金の義務を負う、との人身売買が疑われる事案も散見されます。主管庁としてこのような事案に対して調査し、被害者の保護と関係機関の処罰をしてください。

⑥日本語学校留学生の出産に際し、「留学」の活動をしない期間が3か月を超えても、日本語学校が在籍を認めるなら、在留資格「留学」の取消とならないようにしてください。

⑦日本語学校留学生間の子につき在留資格「家族滞在」はそもそもないところ、日本において日本語学校留学生が出産し、この留学生が日本で「留学」の活動を続けながら育児を希望する場合、子の命と健康が守られるために社会サービスにつながる「特定活動」の在留資格取得を許可してください。

⑧日本語学校を除籍、中退、卒業したが進学等しなかった元留学生は帰国すべきところ、母国の新型コロナウイルス感染防止のための入国制限による帰国困難となる対象者は、週28時間以内の資格外活動許可のある期間6か月の「特定活動」が許可されていますが、帰国できるようになるまでの間、所属機関がない不安定な状態が続きます。当該人からの多様な相談を受けて、専門機関を紹介する窓口を設置してください。

9 「技能実習」「特定技能1号」等の家族帯同が認められない在留資格者間での妊娠・出産について

家族帯同が認められない「技能実習」「特定技能1号」等の在留資格者間で妊娠・出産した場合にも、その生命や健康が脅かされることのないよう、医療保険や雇用保険など公的保険制度が適用される在留資格を、母子に保障してください。また、母親や父親にも育児休業が取れるように在留資格を保障してください。

10 改正入管法について

①各種届出義務違反に対する警察や検察への入管からの告発については、引き続き悪質な事案に限定してください。

②日本人等の配偶者として在留している外国人が、配偶者としての活動を6月以上怠った

場合の在留資格の取消、あるいは中長期在留外国人が住居の移転の届出を90日以上怠った場合の在留資格の取消に関しては、取り消されない正当事由の具体例を含めて、その運用のガイドラインを公表し、恣意的な運用にならないようにしてください。

③新たに規定された入管法22条の4の第1項の5号の在留資格の取り消しは、当該外国人が在留資格の活動を行わなくなった事情に十分配慮し、恣意的な運用にならないようにしてください。

11 入管行政への苦情窓口、外国人女性の長期収容問題、人権救済のための職員の増加などについて

①出入国審査での入国審査官の対応や警備課職員の対応など入管職員の職務行為などに苦情がある場合、苦情を受け付ける窓口があることを外国人に周知徹底してください。

②福岡入管内の外国人女性で長期的な収容が必要なケースでは、大阪入管等の遠方の収容施設ではなく、福岡入管内で収容を継続するか、積極的に仮放免を認めるようにしてください。

③出入国在留管理庁に外国人の人権を保障し多文化共生を進めていく「共生部」を設けて、多くの職員を配置してください。

④福岡入管の収容施設において、被収容者の健康と生命が守られるよう、安心できる医療体制を確保してください。

12 新型コロナウイルス感染について

①新型コロナウイルス感染対策上の措置につき、被収容者の人権に配慮した対応をしてください。

②被収容者が新型コロナウイルスのワクチンの接種を希望する場合は、令和3年4月15日出入国在留管理庁総務課法務専門官名の事務通達に基づいて対応してください。

③仮放免者は就労できないため、毎日の食も第三者に頼らざるを得ません。家族がある仮放免者でも、家族の多くが新型コロナウイルス感染状況下で収入が減少しています。人道的観点に立ち、一時的にでも仮放免者に週28時間以内の就労を認めてください。

④仮放免者に、新型コロナウイルスのワクチン接種を希望する場合の、接種までの手続きについて周知してください。

⑤在留カード読み取りソフトは、在留カードの券面記載の情報の偽造を発見する目的とされます。日本人に対して運転免許証やマイナンバーカードの記載を疑ってその IC チップを読み取ることと同じです。日本人にせず、外国人のみにその身分にかかわる証明書の券面を疑うこととなります。外国人を雇用しようとする事業主がこのソフトを利用する行為は、外国人への差別であり、「外国人との共生」の前提となる信頼関係を破壊しかねません。誰でもダウンロードできる状態を即時中止してください。

⑥日本では同性婚が認められていないため、外国人パートナーの在留資格が認められていませんが、二人の関係の明確性、確実性を示すことができる場合には、「日本人の配偶者等」の在留資格を認めてください。